

調布市 よりよい住まいづくり応援制度 太陽光発電設備・蓄電池設備等設置補助のご案内

よりよい住まいづくり応援制度とは？

「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の皆様の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を応援する制度です。

太陽光発電設備・蓄電池設備等設置補助はこの制度の一つで、環境負荷の軽減と意識の向上を図ることを目的として、設備の設置に要した費用の一部を補助しています。

1 受付期間

4月1日～ 3月10日（必着）

※当日消印有効ではありませんのでご注意ください。

※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。

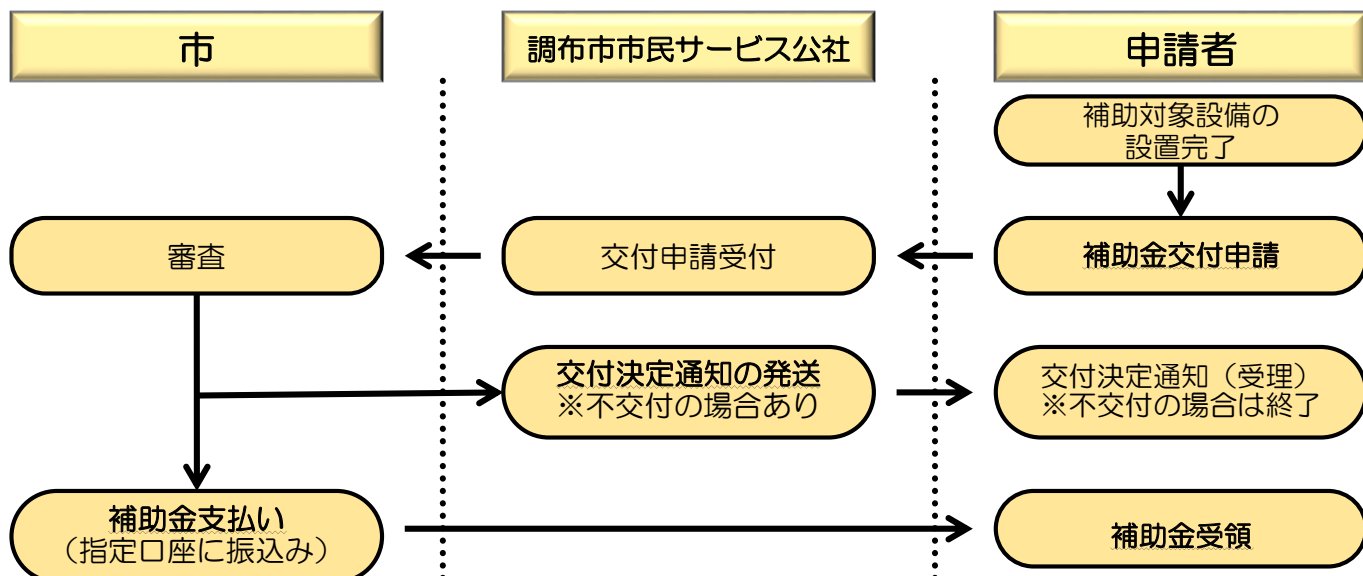
※下記起算日から6箇月（必着）を経過した場合は申請できません。

購入	リース
補助対象経費の領収日（領収書の日付）	契約書に記載されているリース期間の開始日

2 申請方法 ※申請に関するご不明点は、住宅課へお問い合わせください。

電子申請（LoGoフォーム） NEW	郵送
URL: https://logoform.jp/f/d4tog ※令和8年度から、 電子申請を開始 電子申請フォーム 	〒182-0022 調布市国領町4-51-7 ピエールシークル2階 調布市市民サービス公社 太陽光等申請受付担当 宛 <u>※料金不足の場合は受付できません。</u>

3 太陽光発電設備等取付け等の補助手続きの流れ



4 制度の概要

	購入	リース
対象住宅	調布市内にある個人住宅及び併用住宅（新築住宅も可）	
対象者	次の要件のいずれにも該当する方	
	①対象住宅の所有者 ②納期の経過した市税を完納している方	①対象住宅の所有者 ②納期の経過した市税を完納している方 ③東京都が実施する住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業プラン登録要綱に基づき登録された事業者とのリース契約をした方
補助対象経費	調布市の他の補助制度等により補助等を受けていない次に掲げる経費	
	①太陽光発電設備、蓄電池設備 又は太陽熱利用機器の購入費 ②①の設置に係る工事費	契約書に記載されているリース期間中に支払う総費用
補助の内容	次に掲げる額のうち最も低い額	
	①補助対象経費の実支出額 ②下記補助単価表の額	①契約書に記載されているリース期間中に支払う総費用 ②下記補助単価表の額
補助金の支払い	補助金交付申請後、申請内容を審査します。 申請内容が交付基準を満たしていれば、申請者に交付決定通知書を送付します（交付申請後、10日～2週間程度）。 補助金は、交付決定後に指定の金融機関の口座へ振込みます。	

【補助単価表】 ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額

補助対象設備※	補助単価	上限額
太陽光発電設備	電力需給契約1kw当たり20,000円 ※小数点第2位以下の端数があるときは切り捨て	100,000円
蓄電池設備	1件当たり50,000円	100,000円
太陽熱利用機器	補助対象経費の実支出額の100分の10相当額	

※下記要件をすべて満たした設備に限ります。

- ・ 太陽光：①機器により発生した電力が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されるもの
②電力会社と電力受給契約を締結するもの
③一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けた機器又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器であること
- ・ 蓄電池：①住宅及び個人住宅に設置する蓄電池であること
②太陽光発電設備により発電した電力を充電し必要に応じて活用できるもの
③国が平成28年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人共創イニシアチブ（S I I）に登録された機器又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器であること
- ・ 太陽熱：機器により発生した温水等が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されること

5 申請に必要な書類

必要書類
確認フォーム



	購入	リース
必ず提出	① 補助金交付申請書（第1号様式）	※電子申請の場合は記入不要です。
	② 対象住宅の所有者を確認できる書類 例）・登記事項証明書（法務局で発行） ・固定資産税の課税明細書の写し（4月頃資産税課から所有者へ送付された通知書の3枚目（家屋の所有者の氏名が確認取れる箇所）） ・固定資産税の評価証明書（資産税課で発行）※登記用のものを除く。 ・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行）	
	③ 補助対象経費の領収書の写し ※原則として領収書に記載された方（契約者）と補助金申請者は同一人物に限ります。 ※領収書が補助対象経費のみでない場合は明細書も提出してください。 【記載要件】 ・購入：①補助金の申請者氏名 ②金額 ③領収日 ・ローン：①補助金の申請者氏名 ②金額 ③ローン会社名 ④ローン会社が入金した日	契約書の写し及びリース期間中に支払う総費用がわかる書類 ※原則として契約者と補助金申請者は同一人物に限ります。また、以下の内容が記載されている箇所を提出してください。 ①契約日 ②リース開始日及び終了日 ③リース期間中に支払う総費用 ④補助対象住宅の所有者氏名 ⑤設置場所の住所 ⑥リース事業者名
	④ 設備設置設計図等 ・太陽光：パネルの枚数が確認できる設備設置設計図 ・蓄電池：太陽光と連携していることが確認できる単線結線図や配線図等 ※太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に設置した方は両方提出してください。	
	⑤ 設置後の写真 次の確認がとれる写真を提出してください。 太陽光を設置した方：○ 蓄電池を設置した方：□ 太陽熱を設置した方：△ ○ 太陽光：設置後の全体写真 □ 蓄電池：設置後の全体写真、型番が確認できる写真 ○ □ パワコン：設置後の全体写真、型番、定格出力が確認できる写真 △ 太陽熱：機器を設置したことが確認できる写真	
	⑥ 接続契約のご案内、電力会社の買い取り明細又は設備変更申請確認書類等（太陽光発電設備を設置した場合） ※買い取り明細の場合は、契約者、住所、売電期間、契約kw数が確認取れるもの	
	⑦ 設備の保証書の写し（太陽熱利用機器を設置した場合。保証開始日がわかるもの）	
	⑧ 対象住宅の場所がわかる案内図（対象住宅の場所がわかるようにしてください。）	
必要に応じて提出	⑨ 市税等の滞納がなく、完納していることがわかる証明書（区市町村が発行） 例）完納証明書（納税課で発行） ※申請書の同意欄にチェックしていただいた場合は提出不要です。 ※納税証明書とは異なります。 ※共有者がいる場合は共有者全員分の証明書が必要です。 ※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要しますので、当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課へ事前にご確認ください。	
	⑩ 承諾書（対象住宅を共有で所有する場合は、申請者以外の所有者全員分） ※共有者の署名が自署でない場合は押印が必要です。	
	⑪ 委任状（申請手続きを対象住宅の所有者かつ居住者以外の者に委任する場合） ※委任者の署名が自署でない場合は押印が必要です。	

6 よくあるお問い合わせ

※市ホームページには、その他のお問い合わせについても掲載しています。

No.	Q	A
1	対象住宅の所有者を確認できる書類(P3 5-②)は、すべて提出する必要がありますか。	例にあげている書類のいずれか一つを提出してください。
2	支払いを2回に分けた場合は、どの領収書を添付すればいいですか。	すべての領収書を提出してください。 なお、2回目の領収日から6箇月以内に申請してください。
3	建物の所有者は夫、太陽光パネル等設置の工事契約者が妻の場合、申請者は誰になりますか。	本補助金を申請できる方は、建物の所有者様（夫）となります。 そのため、申請書の申請者欄には、所有者様の氏名（共有の場合は代表者）を記入してください。 ※補助金の振込先も所有者様となります。 建物の所有者と工事契約者との関係がわかる書類（住民票・戸籍等）も提出してください。
4	保証書の提出は必要ですか。	太陽熱利用機器を設置した場合は、提出してください。
5	接続契約のご案内の発行が遅れています。他の書類を先に提出し、届き次第追加で提出してもよろしいでしょうか。	全ての書類がそろっていない場合は、受付することができません。 発行が間に合わない可能性がある場合は、事前に住宅課へご連絡ください。
6	申請してから決定通知が届くまでどれくらい時間がかかりますか。	申請書等に不備がなかった場合は、調布市市民サービス公社に届いてから3週間程度で申請者のご自宅に郵送します。※祝日が重なる場合や郵便事情により更にお時間を要する場合があります。 決定通知送付後、3週間程度で指定の口座にお振込みいたします。 個人情報観点から、申請や審査の状況についてお答えいたしかねますのでご了承ください。

《問い合わせ先》

都市整備部 住宅課 住宅支援係（調布市役所7階）

住 所：〒182-8511 調布市小島町2-35-1

メール：jyutaku@city.chofu.lg.jp

電 話：042-481-7545

受付時間：平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く）



市ホームページ



R8.7.24更新